

必修！課税事業者と取引のある免税事業者にも影響！

## 改正消費税まるごと対応セミナー

会員カード

50P

正しく理解して準備・対応することが必要です！

平成31年10月に10%に引き上げられる消費税ですが、これは軽減税率対象品を扱う事業者にとってはしっかり勉強されることが必要になります。また軽減税率品目の扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者や消費税の免税事業者も、実施に向けた様々な準備や判断が必要になります。

今回の本セミナーでは、改正消費税とはどんな税かを再度学ぶとともに、政府の消費税増税政策の動向などの情報もあれば、併せてわかりやすく解説いたします。

日 時：平成31年1月29日(火)

14:00～16:00

場 所：浅口商工会本部 2階 大会議室

締 切：1月25日(金)

## カリキュラムと講師

## 1. 改正消費税全般について

齋藤雄一郎税理士事務所

齋藤 雄一郎 税理士

- ・消費税軽減税率制度について/概要・日々の業務で対応が必要になること・帳簿や請求書等の記載方法・区分記載の必要性・消費税の申告など
- ・インボイス制度の導入について/インボイス制度とは・免税事業者（免税期間）の注意点・免税事業者でも課税事業者になるかの選択が必要になる
- ・経過措置について

## 2. 消費税軽減税率対策費補助金について

(有)satera 小谷 芳 氏

## 消費税軽減税率対応セミナー

## 受講申込書

| 事業所名   |          |          | 参加人数 |
|--------|----------|----------|------|
| 氏 名    |          |          |      |
| 電話・FAX | TEL: ( ) | FAX: ( ) |      |